

## 自己負担額について

### ①自己負担額

育成医療の支給認定を受けた場合、原則として総医療費の1割負担となりますが、世帯の所得水準に応じて負担上限額を設定します。

★負担上限額は、入院・通院を問わず同じ金額となり、日割り計算は行いません。

所得区分			自己負担の月額上限額	
			一般	重度かつ継続※1
生保	生活保護等世帯		0円	/
低1	市民税 非課税	収入 82万6,500円以下	2,500円	
低2		収入 82万6,500円超	5,000円	
中間1	市民税 課税	市民税所得割33,000円未満	5,000円	5,000円
中間2		市民税所得割 33,000円以上235,000円未満	10,000円	10,000円
一定以上		市民税所得割235,000円以上	育成医療対象外	20,000円

…育成医療の経過措置（経過措置終了後は見直される予定です）

※1 市民税課税世帯であって『重度かつ継続』に該当する場合

- ・疾病等から対象になる者…心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
- ・高額な費用負担が継続することから対象となる者…申請前12か月間において、申請者の属する医療保険の世帯が4回以上高額医療費の支給を受けた月があること

（注）平成24年度から適用された扶養控除廃止については、影響が生じないように廃止前の市民税所得割額を算定し決定します。住宅借入金等特別税額控除及びふるさと納税については、税額控除前の金額となります。

### ②自己負担額の徴収

自己負担額については、『自立支援医療受給者証』に記載の自己負担額上限額の範囲内で、医療機関等でお支払いください。なお、受給者証と併せて『自己負担上限額管理票』を送付しますので、医療機関等にてお支払い時に提示してください。